（十）補償金の支払に係る利息

補償金の支払に係る利息の決定方法

清算金の徴収に係る利子

清算金の徴収に係る利子の決定方法

（法第58条第１項第24号）

（十一）権利変換期日

再生前マンション又は再建敷地の明渡しの予定時期

工事完了の予定時期

（法第58条第１項第25号）

備考
１　施行底地権は、再生前マンションの敷地の所有権又は再建敷地の所有権（当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。）を指す。
２　この計画書には、各専有部分の室内仕上げ表を添付すること。
３　「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
４　「権利の内容（地積及び権利の割合）」欄には、登記簿に記載された地積及び権利の割合をそれぞれ記載すること。
５　法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を記載すること。

様式第７（第四十条関係）

権利変換期日等通知書

年　　月　　日

（施行者）事務所の所在地
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

登記所　殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第69条の規定によって、下記のとおり通知します。

記

１　マンション再生事業の名称

２　権利変換計画に係る再生前マンションの敷地の区域、再生後マンションの敷地の区域及び再建敷地の区域に含まれる地域の名称

３　権利変換期日　　年　　月　　日
（変更された権利変換期日　　年　　月　　日）

４　権利変換計画の認可を受けた年月日　　年　　月　　日
（権利変換計画の変更の認可を受けた（又は権利変換計画についてマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第37条各号に掲げる軽微な変更をした）年月日　　年　　月　　日）

備考
１　不要の部分は消すこと。
２　３及び４の変更の日は直近の変更の日を記入すること。